

○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

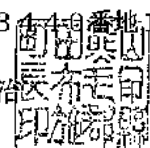
(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成24年10月29日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3-4-9番地1
田布施町
田布施町長 長 信 正 治



乙 山口県山口市熊野町4-5
西日本電信電話株式会社
山口支店長 泉 谷



避難所特設公衆電話一覧表

平成24年10月29日

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき、避難所特設公衆電話を次のとおりとする。

避難所名	避難所住所（郵便番号、住所）	特設公衆 電話回線数	備考
田布施中学校	〒742-1511 熊毛郡田布施町下田布施1050-4	5回線	
城南公民館	〒742-1503 熊毛郡田布施町宿井1066-1	1回線	
麻郷公民館	〒742-1513 熊毛郡田布施町麻郷1512-1	1回線	
東田布施公民館	〒742-1502 熊毛郡田布施町波野2208-7	1回線	
西田布施公民館	〒742-1511 熊毛郡田布施町下田布施2211	1回線	
田布施スポーツ センター	〒742-1513 熊毛郡田布施町麻郷1293-11	1回線	

甲 情報管理責任者

田布施町 総務課 総務課長

乙 情報管理責任者

西日本電信電話株式会社 設備部 災害対策室 担当課長

災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、田布施町民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士の業務）

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（被災者支援の要請）

第3条 甲は、災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第5条 甲並びに乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 行政書士の業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(協定の期間)

第8条 この協定は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。以後も同様とする。

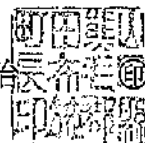
(疑義の解決)

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年10月4日

甲 田 布 施 町
町 長 長 信 正 治



乙 山口県行政書士会
会 長 杉 山 久美子



第 年 月 日

災害時支援要請書

山口県行政書士会会長 殿

印

災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請をする。

記

要 請 担 当 者 氏 名・電 話	職名 氏名 電話番号
電 話 ・ F A X 等 要 請 日 時	
要 請 内 容	年 月 日（曜日） 時 分
場 所	
期 間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで
備 考	

（注）内容の記載については、市町との協定締結により、締結市町により異なる場合がある。

災害時における物資供給に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 8月 1日

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

甲

田布施町長 長 信 正



新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における物資供給に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ田布施店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 8月 1日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正



乙 山口県熊毛郡田布施町中央南22-4
ホームプラザ ナフコ田布施店
店 長 長 尾 寛



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における災害救助物資確保に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、田布施町に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、災害救助物資の調達及び供給等に関して、この協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時における災害救助物資の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における災害救助物資の確保を図るため、災害救助物資を調達する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（報告）

第3条 甲は、この協定に基づく災害救助物資の確保が円滑に行われるため、必要と認めた場合は、乙に対し災害救助物資等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課長とし、乙においては管理部チーフマネージャーとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けた時は、災害救助物資の供給に可能な限り協力するものとする。

（災害救助物資の種類）

第6条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける災害救助物資は、別紙1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、供給する災害救助物資を指定できるものとする。

（要請方法）

第7条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難なときは、口頭又は電話等の方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

（運搬）

第8条 災害救助物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(引き取り)

第9条 災害救助物資の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用弁償)

第10条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が災害救助物資の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申出がない限り、更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月19日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治



乙 山口県山口市小郡上郷901-21
生活協同組合コープやまぐち

代表理事理事長 岡 崎



別 紙 1

生活協同組合コープやまぐち災害時取扱い物資

1. 食器類

紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿

2. 日用雑貨

チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ、歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、ウエットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）、マスク

3. 光熱材料

卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク

4. 食料

米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜、粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

災害時における物資の供給に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と山口県ＬＰガス協会柳井支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次の通り協定を締結した。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（１）町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）町外において発生した災害に係る救助のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき。

２ 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

３ 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。

４ 乙は、甲から第１項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第３条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

（１）ＬＰガス

（２）その他甲が必要とする物資

（物資の引渡し）

第４条 物資の引渡しは甲乙調整のうえ決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第５条 物資の取引価格は、災害発生時前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づき請求があったときは、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからこの協定の解除について意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 26年 11月 14日

甲 田布施町

田布施町長 長 信 正



乙 山口県LPガス協会 柳井支部

支部長 古 谷 征 美



災害時における応急対策の協力に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と有限会社カーアシスト・吉田（以下「乙」という。）とは、災害時等における被災者の救助、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、田布施町内において、地震、風水害、大火災等の災害及びその他の事故等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）、乙が所有するレッカー車両を使用し、被災者の救助や防災活動上必要な障害物の除去等の応急対策業務の協力（以下「協力」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対して協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明示して電話等により協力を要請するものとする。

- (1) 災害等種別、発生場所及びその概要
- (2) 必要とする車両数
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、速やかに乙が所有する車両を出動させるものとする。ただし、甲による協力の要請は、乙に協力その他の義務を発生させるものではない。

（業務の終了）

第3条 この協定による協力の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、応急対策業務の終了を告げたとき
- (2) 乙の都合により、協力の続行が不可能となったとき

（活動状況の連絡）

第4条 乙は、出動車両が乙の事業所に帰還した後、速やかに次の事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動車両数等(人員・車両数及び車両の種類)
- (2) 活動時間及び往復経路
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

（訓練）

第5条 甲と乙合同で、定期又は随時に訓練を行うものとする。

(費用負担)

第6条 協力により乙にかかる経費及び損害は、次条に定める場合を除き乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償等)

第7条 この協定の実施に伴う乙の社員及び第三者が被った損害に対する補償は、次に定めるところによる。

(1) 乙の社員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合で、当該協力行為が法令に定める要件に該当するとき 甲の負担

(2) 乙が出動途上又は帰還中に第三者に与えた損害 乙の負担

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第8条 乙は、第7条第1号に基づき甲が損害補償を負担することとなる事案が発生したときは速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は協力において知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

(疑義の措置)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成27年2月16日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施34
田布施町長 長 信 正



乙 山口県熊毛郡平生町大字平生町551番地の11
有限会社 カーアシスト・吉田
代表取締役 吉 田 和



災害に係る情報発信等に関する協定

田布施町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、田布施町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、田布施町が田布施町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ田布施町の行政機能の低下を軽減させるため、田布施町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、田布施町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、田布施町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、田布施町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 田布施町が、田布施町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 田布施町が、田布施町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 田布施町が、災害発生時の田布施町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 田布施町が、田布施町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 田布施町が、田布施町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 田布施町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、田布施町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく田布施町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるも

のとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、田布施町から提供を受ける情報について、田布施町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、田布施町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、田布施町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、田布施町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2015年 7月 22日

田布施町：山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正



ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学



田布施町と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定

田布施町（以下「甲」という）と株式会社丸久（以下「乙」という）は、地域の活性化に向けて幅広い分野において協働の取り組みを実施するため、以下の通り包括的な連携に関する協定（以下「本協定」）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携の下、甲が進める地域活性化に関する施策に対して協働で取り組むことにより、町民の暮らしやすいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地産・地消の推進及び田布施産農林水産物・加工品等の開発・販売に関すること
- （2）田布施町政情報の発信に関すること
- （3）健康増進及び食育に関すること
- （4）子ども及び青少年育成に関すること
- （5）高齢者及び障害者への支援に関すること
- （6）地域や暮らしの安心・安全及び災害対策に関すること
- （7）環境問題の対策に関すること
- （8）観光・文化及びスポーツの振興に関すること
- （9）その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取り組み毎に別途取り決める。

（提携期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という）は、締結の日から1年間とする。
ただし、期間満了1ヵ月前までに甲または乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、

変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た個人情報を、甲又は乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月2日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1
田布施町
町 長 長信 正治

乙 山口県防府市大字江泊 1936 番地
株式会社 丸 久
代表取締役社長 田中 康男

災害発生時における田布施町と郵便局の協力に関する協定書

山口県田布施町(以下「甲」という。)と田布施町内郵便局、岩国郵便局及び柳井郵便局(以下「乙」という。)は、田布施町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、田布施町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災地に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令

その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 総務企画課長

乙 日本郵便株式会社 麻郷郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から2018年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2017年12月26日

甲 熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1

田布施町

町 長 長 信 正 治



乙 熊毛郡田布施町大字麻郷 2937-14

代表 日本郵便株式会社

局 長 河 口 法



No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 田布施町役場 電話：0820－52－2111

届出者氏名

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 麻郷郵便局 電話：0820-55-5020

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
	氏名⑥	(姓)	(名)
事業所名			

避難所開設に係る覚書

山口県立田布施農工高等学校（以下「甲」という。）と田布施町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、田布施町内において災害の発生又はその恐れがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、山口県立田布施農工高等学校の屋内運動場とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請する。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復義務)

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに、速やかに施設を原状に復するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(実施責任)

第9条 この覚書に関する実施責任者は、甲においては校長、乙においては田布施町災害対策本部長とする。

(疑義の解決)

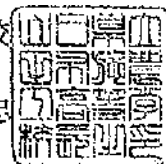
第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月1日

甲 山口県立田布施農工高等学校

校長 奥野 忠



乙 田布施町長 長 信正 浩



ヘリポート開設に係る覚書

山口県立田布施農工高等学校（以下「甲」という。）と田布施町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における臨時ヘリコプター離着場所（以下「ヘリポート」という。）としての甲の施設利用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、田布施町内において災害の発生又はその恐れがある場合における災害応急活動、火災防衛活動、救急活動、救助活動（以下「災害対策活動等」という。）を円滑に行うため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、山口県立田布施農工高等学校の運動場とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（ヘリポートの開設）

第4条 乙は、災害時においてヘリポートを開設する必要がある場合は、甲に対して事前に通知するものとし、甲は特別の理由がない限りこれに応諾するものとする。ただし、人命に係る事態の場合等緊急かつやむを得ない場合にあっては、乙の判断にて開設できるものとする。

2 乙は、前項ただし書きによりヘリポートを開設した時は、速やかに甲に報告すること。

3 甲及び乙は、双方の（非常時）緊急連絡先を備えるものとする。

（ヘリポートの管理運営）

第5条 ヘリポートの管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、ヘリポートの管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 運動場の使用は、無償とする。

3 第1項の負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復義務)

第7条 乙は、ヘリポートを閉鎖するときは、甲に報告するとともに、速やかに施設を原状に復するものとする。この場合にあつて、破損箇所については、双方立会の上確認する。

2 甲において授業等に支障があると判断し緊急に修理した場合にあつても経費は乙の負担とする。

(実施責任)

第8条 第5条の管理運営を総括し、ヘリポートの開設に関するすべての責任は乙が負うものとする。

2 乙からの臨時ヘリポート開設の事前通知、事後報告とも第1報は校長とする。

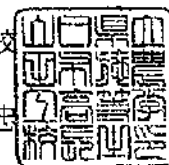
(疑義の解決)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月1日

甲 山口県立田布施農工高等学校
校長 奥野 忠



乙 田布施町長 長 信 正



柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、柳井地域水道事業広域化検討委員会を構成する、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団（以下「構成市町等」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 構成市町等が行う応援活動は、次のとおりとする。

- （1） 応急給水作業
- （2） 応急復旧作業
- （3） 応急復旧等に必要な資材の提供
- （4） 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 構成市町等は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 構成市町等は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成市町等への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする構成市町等は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- （1） 被害の状況
- （2） 第1条第1項第1号及び第2号に規定する作業において応援を必要とする給水量、人数及び期間等
- （3） 第1条第1項第3号及び第4号に規定する資材、車輛及び機械等に係る品名、規格及び数量等
- （4） 応援の場所及び応援場所への経路
- （5） その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける構成市町等は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする構成市町等は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける構成市町等へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた構成市町等の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした構成市町等の負担とすること。
- （2） 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた構成市町等の負担とすること。
- （3） 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並び

にこれらの修繕費は、応援を受けた構成市町等の負担とすること。

《協定期間》

第6条 協定期間は、平成30年8月28日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了までに構成市町等のいずれからもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

《協議》

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度構成市町等が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書7通を作成し、構成市町等の長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月28日

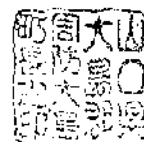
柳井市
柳井市長

井原健太郎



周防大島町
周防大島町長

植木巧



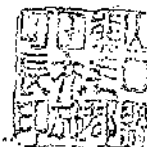
上関町
上関町長

杉原重海



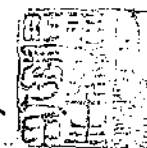
田布施町
田布施町長

長信正玲



平生町
平生町長

山田健一



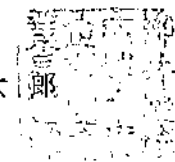
田布施・平生水道企業団
企業長

長 信 正



柳井地域広域水道企業団
企業長

井 原 健 太 郎



田布施町と山口県立田布施農工高等学校との連携・協働に関する協定書

田布施町（以下「甲」という）と山口県立田布施農工高等学校（以下「乙」という）は、将来の地域社会を担う人材育成と地域社会の発展に資するため、以下の通り連携・協働に関する協定（以下「本協定」）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働して、高等学校における地域課題解決等の学びを通して、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身につけるとともに、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域で地域ならではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から分厚く支える人材育成を目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、甲及び乙が有する知的資源、人的資源及び物的資源を活用して、次の事項について連携・協働する。

- （1）国営緊急農地再編整備事業を活かした特産品の創出や地域産業の活性化に関すること。
- （2）6次産業化など実践的な職業教育に関すること。
- （3）幼児及び小・中学生のキャリア教育の充実やイベントの活性化に関すること。
- （4）国際交流の充実に関すること。
- （5）防災教育及び地域防災活動に関すること。
- （6）地域の美化や環境問題に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定は、平成31年4月1日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間、協定内容の評価等を行い、甲乙の合意により更新することができる。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の見直しを申し出た時は、その都度協議の上、見直しをすることができる。

(細 則)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた時、又は本協定に定めない事項について必要がある時は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 山口県田布施町

町長 東 浩 二

乙 山口県立田布施農工高等学校

校長 奥 野 忠